

手続きの流れ

- ①関係書類の入手方法…県担当課・各土木事務所等において配布。HPからもダウンロードできます。
 - ②申請書等の提出………団体の所在地を所管する土木事務所へ郵送（当日消印有効）または持参により提出してください。（下記参照）
 - ③交付申請時の提出物…交付申請書（様式第1号の1）、
活動箇所位置図（様式第1号の2）、申請団体名簿（様式第1号の3）、
預金通帳のコピー添付用紙（様式第1号の4①②）
 - ④実績報告時の提出物→実績報告書（様式第3号の1）、
活動状況報告書（別紙1で**実施回数×3枚の写真**）
- 活動終了後30日以内に提出をお願いします。最終〆切：令和8年2月27日（金）

申請土木事務所一覧

受け持ち区域	土木事務所名	所在地（郵送先）
前橋市	前橋土木事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 Tel 027-234-4224 FAX 027-236-7589
渋川市、北群馬郡	渋川土木事務所	〒377-0027 渋川市金井395 Tel 0279-22-4055 FAX 0279-23-9280
伊勢崎市、佐波郡	伊勢崎土木事務所	〒372-0007 伊勢崎市安堀町247-1 Tel 0270-25-4010 FAX 0270-21-1046
高崎市	高崎土木事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3 Tel 027-322-4186 FAX 027-322-9067
安中市	安中土木事務所	〒379-0116 安中市安中3711-1 Tel 027-382-1350 FAX 027-382-2412
藤岡市、多野郡	藤岡土木事務所	〒375-0014 藤岡市下栗須124-5 Tel 0274-22-2156 FAX 0274-24-3786
富岡市、甘楽郡	富岡土木事務所	〒370-2454 富岡市田島343-1 Tel 0274-63-2255 FAX 0274-64-3524
吾妻郡	中之条土木事務所	〒377-0424 中之条町大字中之条町709-1 Tel 0279-75-3047 FAX 0279-75-4641
沼田市、利根郡	沼田土木事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412 Tel 0278-24-5511 FAX 0278-24-9943
太田市	太田土木事務所	〒373-0033 太田市西本町60-27 Tel 0276-32-2345 FAX 0276-31-4975
桐生市、みどり市	桐生土木事務所	〒376-0011 桐生市相生町2-331 Tel 0277-53-0121 FAX0277-52-2904
館林市、邑楽郡	館林土木事務所	〒374-0052 館林市栄町23-1 Tel 0276-72-4355 FAX0276-75-3409

【お問い合わせ先】

- 申請等の手続きについて →各土木事務所または県庁県土整備部都市整備課
- 県管理の道路や河川等での活動について→各土木事務所
- 里山・平地林での活動について →県庁環境森林部林政課、各環境（森林）事務所
- 耕作放棄地等での活動について →県庁農政部野菜花き課（花の景観づくり）、
県庁農政部農村整備課（農業用水路等保全対策）、
各農業事務所

☆県庁電話番号：027-223-1111（代表）

令和
7年度

花と緑のクリーン作戦

活動団体を募集します



社会資本ストックの維持管理のパートナーとして、県管理の道路や河川などにおいて、草刈り等の維持管理活動や花植活動を自発的に行う団体を支援します。

申請期間 **4月1日（火）～5月30日（金）**

申請書の提出が必要です。

申請書を、団体の所在地を管轄する土木事務所へ郵送（当日消印有効）

または持参してください。（土木事務所の所在地は最裏面参照）

※パンフレットをよくお読みになって、ご応募ください。

※申請書・実績報告書の用紙は、各市町村、県の各地域機関にあります。

※群馬県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.gunma.jp>（トップページ）から

上部のサイト内検索で **花と緑のクリーン作戦** **検索**

もしくは右記の二次元バーコードを読み取ってください。

（群馬県ホームページへ移動します。）



群 馬 県

令和7年度 花と緑のクリーン作戦

支援する活動（①～④のいずれか）

① 県管理の公共施設のみでの活動（除草のみの活動でも可。）

道路・河川…除草、花緑の植栽、側溝の清掃
その他の公共施設…花緑の植栽、除草

② 県管理の公共施設での活動（必須）

県以外（国、市町村）が管理する公共施設での活動
道路・河川…除草、花緑の植栽、側溝の清掃
その他の公共施設…花緑の植栽、除草

③ 県管理の公共施設での活動（必須）

里山・平地林での活動
里山・平地林の整備、植栽及び県産材等による簡易な柵、看板設置等

④ 県管理の公共施設での活動（必須）

耕作放棄地での活動
花の景観づくり…耕作放棄地での草花等の導入
農業用水路等保全対策…除草、花緑の植栽、水路の清掃、
農業用排水路を活用した生き物とのふれあいづくり

～～「花と緑のクリーン作戦」実施イメージ～～

クリーン作戦参加団体
県管理の公共施設の活動前・活動状況・活動後の風景を撮影
（3枚×活動回数）

県管理の公共施設のみでの活動



または

県管理の公共施設での活動（必須）



県管理の公共施設以外での活動



※注意

○空き缶・ゴミ拾いのみの活動は対象外
○除草剤散布は対象外

申請書類提出

交付決定

実績報告提出

奨励金の交付

（2万円／団体
振り込み）

※用途指定
無し

申請受付箇所
土木事務所
（県内12カ所）

連携

○県地域機関
環境（森林）事務所、農業事務所
○市町村

注意事項

1 支援対象団体

自治会やボランティア組織等の自発的な美化・保全を行う団体であって、その**構成員が10人以上である団体※1**です。（**3回の活動は、全て県管理の公共施設を含む必要があります。**）

※1 国、県及び市町村の同種の事業との重複申請はできません。

団体が複数申請することはできません。

団体を分割して複数団体として申請することはできません。

なお、都合上、振り込み口座が同じ場合にも1団体とみなします。

※振込口座の名義は、**原則、団体名または代表者名のものとしてください。**
その他は、委任状が必要です。

2 奨励金の交付基準

活動回数※2	基準構成員数	奨励金額
3回以上	10人以上	20,000円

※2 必ず3回以上の活動を実施してください。

延べ参加人数が、必ず10人以上となるように実施してください。

3 申請書類の提出

申請書類は、**4月1日（火）～5月30日（金）**の間に団体の所在地を所管する土木事務所に持参または郵送（当日消印有効）してください。

4 変更の届出が必要な場合（年度途中）

実施する活動の種類、活動区域、活動回数を減じる等、変更する場合には、活動区域等変更届の提出が必要です。（変更する場合でも県管理施設での活動は必須です。）

また、**団体の代表者が代わる場合**には、団体代表者変更届の提出が必要です。

変更がある場合は活動する前に、必ず土木事務所に相談し、届出をしてください。

5 実績報告（県管理の公共施設の活動前・活動状況・活動後の写真（実施回数ごとに3枚）が必要）

今年度の美化活動等が全て完了後、速やかに（**30日以内**）実績報告書を提出※してください。

※最終〆切：令和8年2月27日（金）

6 県管理の公共施設とは（詳しくは、地域所管の土木事務所へお問い合わせください。）

- (1) 一級河川 (2) 県道（一部の林道）、国道（3桁国道） (3) 県立公園
 - (4) 県立学校 (5) 県立社会福祉施設 (6) 県立病院
 - (7) 県の庁舎（ただし、使用者が限定される県営住宅等は除きます。）
 - (8) その他 県が管理する施設
- なお、必ず管理者等の了解を得てください。

7 民地での活動について

交付申請の際には、必ず実施場所の地権者の了解を得てください。

8 ボランティア（傷害）保険への加入を推奨します

活動にあたっては、事故・けがのないよう十分注意してください。

加入の際は、当該活動が補償対象となるか保険会社へ確認をお願いします。

9 公共施設に勤務する方が活動する場合の取り扱い

当該公共施設に勤務する方が主たる構成員になっている団体は対象となりません。

10 企業、学校等の参加

営利法人、一般社団・財団法人及び公益法人認定法・特別法に基づく法人・組合、学校は奨励金の対象になりませんが、参加申込みをして頂くことにより、県のホームページで活動内容等の広報を行います。※参加申込み時は、「交付申請時の提出物」と同様の書類をご準備してください。